

広尾都市計画（広尾町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、広尾都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

広尾都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	広 尾 町	行政区域の一部	約 3,081 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の南端に位置しており、日高山脈の麓、太平洋にある重要港湾「十勝港」沿岸を中心に市街地が形成されてきた。

産業については、豊富な自然資源を背景とした水産業、農業や十勝港を中心とする物流業を基幹産業として発展してきた。

しかし、昨今の少子高齢化の進展や若年層の町外流出等による人口減少、産業の停滞や中心商店街の衰退等が課題となっており、このような背景を踏まえ、今後のまちづくりは、財産である自然資源を守り、次世代に継承していくとともに、まちの個性創出やだれもが安心して住み続けられるまちを住民みんなの力で進めていくことが重要である。

本区域は、海からの豊かな資源と大地からの農林畜産物等、豊かな自然からの恵みが与えられます。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくとともに、子供たちの無限の可能性と高齢者の知恵や経験を多彩な交流の中で循環させ、誰もが心豊かに笑顔で暮らすため、まちづくりに町民一人一人が関わりあいながら、町民みんなで歩むまちを理想としており、その実現に向けて、「自然と共生するやすらぎのまちひろお」をテーマとし、次の 4 点を柱としたまちづくりを進めている。

- ・自然を大切に活かすまち（海と森とまちの共生）
- ・安心して暮らせるまち（定住環境の向上）
- ・便利で快適なまち（都市機能の強化）
- ・地域の資源を活かした産業振興のまち（産業の活性化）

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上を図り、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化

の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については、現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、重要港湾「十勝港」を核とし、3・3・1号松風通（国道336号）や3・3・2号本通（国道336号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口の減少、少子高齢化の進展、産業の停滞及び中心商店街の衰退が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は丸山通北地区、公園通地区及び錦通南地区等に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、丸山通南地区及び白樺通北地区等に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び地域商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・3・2号本通（国道336号）沿道に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、3・3・1号松風通（国道336号）沿道に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する住区核の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、中広尾地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で水産加工施設や軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。
- ・十勝港は十勝地方の海上物流の拠点であることから、工業地及び流通業務地を配置し、アグリポートとして飼料製造業や倉庫・道路貨物運輸など関連産業の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

並木通地区の準工業地域においては、住宅と軽工業施設・工場等が混在しているため、今後の土地利用の動向等を見極めながら、必要に応じて特別用途地区の指定

による住環境に配慮した適切な用途純化又は用途の複合化を図る。

(2) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ地、急傾斜地等の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている丸山通南5丁目地区、二見町・海岸町地区、西広尾川北地区、茂寄地区、紅葉通1丁目地区、十勝港西地区及び広尾川北地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域は、周囲を山地及び丘陵地で囲まれ、丸山公園及び大丸山森林公園は自然景観に優れており、町民の憩いの場としても保全に努めるとともに、西広尾川、楽古川及び広尾川の河川緑地、保安林等についても保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

港湾計画に基づき、公有水面埋立事業が行われ新たに生じた土地の区域については、用途地域及び臨港地区を定め、港湾計画に基づく適切な港湾土地利用を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支え、防災機能を強化する高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。

- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、十勝地方の物流の拠点である重要港湾十勝港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.22 km/km ²	2.22 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路帯広・広尾自動車道が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号松風通（国道336号）及び3・3・2号本通（国道336号、一般道道広尾停車場線）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・7号9丁目通（一般道道豊似広尾線）、3・4・8号中広尾通（一般道道音調津陣屋線）、3・6・9号二見通（一般道道十勝港線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で81.0%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

広尾町公共下水道については、下水管渠を確保し、並木通東地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

広尾川及び西広尾川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている広尾漁業協同組合地方卸売市場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、太平洋に面した市街地南部を流れる西広尾川や北部を流れる楽古川の河川空間を取り囲むように北部から西部及び南部にかけて展開する良好な自然環境を有する丘陵樹林地を骨格とする半環状型の緑地により良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、丸山公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、本通公園と街区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、丸山公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、丸山公園及び本通公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。